

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月6日

函館市長 工藤 壽 樹

函館市条例第6号

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（令和2年函館市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 9 第1項の規定にかかわらず，保育所もしくは地域型保育事業所（函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年函館市条例第53号）第3条に規定する地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し，または幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは，障害児の支援に支障がない場合に限り，障害児の支援に直接従事する従業者については，これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第7条に次の1項を加える。

- 9 前項の規定にかかわらず，保育所もしくは地域型保育事業所に入所し，または幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは，障害児の支援に支障がない場合に限り，障害児の支援に直接従事する従業者については，これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第41条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車および降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前

項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第60条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所もしくは地域型保育事業所に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。第63条中「、第47条」を削る。

第68条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所もしくは地域型保育事業所に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。第97条および第102条中「第39条の2」の後ろに「、第41条の2、第41条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第47条および第63条の改正規定は、公布の日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第41条の2（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条および第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるの

は「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

第3条 改正後の第41条の3第2項（第59条，第63条，第77条，第84条，第85条および第89条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって，当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることおよびこれを用いることにつき困難な事情があるときは，令和6年3月31日までの間，当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において，障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は，ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

（その他の経過措置）

第4条 前2条に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な経過措置は，市長が定める。